



証券コード：5612

# 第116回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2020年6月16日（火曜日）  
午前10時

議決権行使期限  
2020年6月15日（月曜日）  
17時30分

## 場所

埼玉県久喜市久喜中央四丁目9番83号  
テラレスビル5階 三高サロン  
茜の間・瑠璃の間

## 目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	19
計算書類	26
監査報告書	32
(添付書類)	
株主総会参考書類	38
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役3名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	

日本鑄鉄管株式會社

## 株 主 各 位

埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼1番地  
日本鑄鉄管株式会社  
代表取締役社長 日 下 修 一

### 第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面もしくはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただくか、議決権行使サイトにアクセスの上賛否のご入力をいただき、来る2020年6月15日（月曜日）17時30分までに議決権を行使（書面の場合は到着するよう折り返しご返送）していただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使方法の詳細につきましては、4ページをご参照ください。

敬 具

- 
- ◎ 株主総会当日の開場時刻は午前9時15分とさせていただきます。
  - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権行使書にて議決権を行使される際、重複して行使された議決権の扱いは、株主総会直近に行われた議決権を有効とさせていただきます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nichu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 記

1. 日 時 2020年6月16日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県久喜市久喜中央四丁目9番83号  
テラレスビル5階 三高サロン 茜の間・瑠璃の間  
（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役3名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

## COVID-19(新型コロナウイルス)感染防止への対応について

当局のご指導等を踏まえ、今年度の株主総会につきましては、以下の対応とさせていただきますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

### <当社の対応について>

- ◎ 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

### <株主様へのお願い>

- ◎ 感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面もしくはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。なお、今年度は、ご来場株主様への、お土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
- ◎ 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いします。

### <来場される株主様へのお願い>

- ◎ ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 感染リスクを避けるため、入り口で検温させていただき、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ なお、ご来場者様同士の間隔を十分にとる関係上、人数制限をとらせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ また、今回は時間短縮を図るため、一括での審議とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ◎ 今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、前述の当社ウェブサイトにてお知らせします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右側に記載のQRコード<sup>\*1</sup>をスマートフォン等<sup>\*2</sup>でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。  
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

## 2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右側の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

## 3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2020年6月15日（月曜日）午後5時30分となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

## 4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524（平日9:00~21:00）

以上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

# 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

2019年度は、主要分野であるダクタイル鋳鉄管については、需要は2018年度に比べるとやや増加しているものの、老朽更新の進捗が十分とは言えない状況が続いており、ピーク時の約1/3の水準で推移しております。そうした中、当社は2018年度の大規模リストラ策実施以降、企業体質の強化に加え、様々な改善活動に邁進してまいりました。その成果が通年で寄与したことに加え、近年高騰が継続していた鋼屑等の原材料価格が安価で推移したことによる好影響もあり、大幅なV字回復を達成致しました。

また、より効率的な水道管老朽更新を支援するための、将来に向けた事業活動の基盤づくりとしてFRAC T A社とのパートナーシップによるA Iを活用した管路診断の普及に取り組んでまいりました。進めて参りましたA I 管路診断の実証検証においても高精度との評価が得られ、2020年1月から本格的な販売の取り組みを開始いたしました。新商品オセールも好評価を受けております。

当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなっております。

売上高につきましては、前年同期と比べ6億98百万円（前年同期比5.4%）増加し、135億76百万円となりました。これは、2018年11月以降、販売価格の改善を数量確保より優先し不転載の決意で進めて参りました結果、販売数量は減少したものの、お客様のご理解により、価格改善について順調に成果を上げたことによるものです。

収益につきましては、前年同期と比べ営業損益は15億69百万円増加し、5億28百万円となりました。経常損益につきましても、前年同期と比べ15億88百万円増加し、5億67百万円となりました。これは、スクラップ等の原材料価格が安値で推移したことや資産を身の丈に合わせる減損損失計上によりスリム化したことで減価償却費を低減した効果があったことなどの環境要因もある中、前述の販価改善活動や製造部において2018年度から一段と取り組みを強化して参りました大規模合理化の大幅な進展などの成果によるものです。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、2018年度に計上した減損損失30億77百万円の影響に加え、繰延税金資産を計上することから、前年同期と比べ52億35百万円増加し、5億2百万円の利益となりました。

### 部門別売上高

部門	金額(百万円)	構成比(%)
ダクタイル鋳鉄関連	11,722	86.3
樹脂管・ガス関連	1,853	13.7
合計	13,576	100.0

## 【財産及び損益の状況】

区 分	2018年度 (第115期)	2019年度 (第116期)	差異
売上高(百万円)	12,877	13,576	+698
経常利益(百万円)	△1,020	567	+1,588
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	△4,733	502	+5,235
1株あたり当期純利益(円)	△1,438.59	152.80	+1,591.39
総資産(百万円)	15,309	16,319	+1,009
純資産(百万円)	7,245	7,576	+330

## 【利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当】

当社は、上下水道・ガス事業を中心とする公共性の高い業種であり、長期にわたり安定的な経営基盤の確立が重要であると考えております。従って配当に関しましては、将来の事業展開に備えた内部留保に配慮しつつ、株主様各位への安定的な配当を維持することを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であり、また、中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当の決定機関は、取締役会であります。

当連結会計年度の剰余金配当につきましては、COVID-19(新型コロナウイルス)の影響が見通せない中、不測の事態にも対応できるように、また事業の継続性を維持するために、手元資金を厚く持つ必要があること及び2020年3月期の業績及び財政状況(親会社株主に帰属する当期純利益5億2百万円、自己資本比率44.7%)を鑑み、期末配当は1株あたり30円を予定しております。

次期の配当につきましては、現段階においては、COVID-19の感染の広がりや事業環境へ与える影響が見通せないこと及び不測の事態に備える観点から、中間配当につきましては、無配とさせていただきます。期末配当につきましては未定とさせていただきます。

なお、期末配当予想につきましては、今後の経営環境の状況及びリスク等を総合的に勘案し、可能な限り速やかに開示させていただきます。

何卒、現下の状況に鑑み、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 【COVID-19への対応】

当社社員の安全確保及び感染拡大防止に向けた取り組みとして、2月から順次、以下の対応を行ってまいりました。

- 1) テレワーク環境整備による在宅勤務の推進
- 2) 出勤時の公共交通機関利用回避（車等での通勤）
- 3) TV会議推進と会議実施時の十分な距離確保
- 4) 出勤時アルコール消毒・執務中マスクの常時着用
- 5) 食堂の一方向き座席、会話の禁止
- 6) 定期的な（1時間おき）換気の実施
- 7) ドアノブの定期的な消毒
- 8) 毎朝検温実施。発熱者は自宅待機（検温管理）
- 9) 執務室内パーテーション設置

## (2) 会社の経営の基本方針

当社は上下水道、ガス、情報通信を中心とした地域インフラ整備に対して、铸铁管、鉄蓋、樹脂管及び関連資材の供給を中心とした事業展開を図っております。しかしながら、公共事業費縮減や人口減少、節水の進展など厳しい事業環境が継続し、水道関連需要が旺盛であった頃の延長線上の経営では収益を計上することが困難な状況となって参りました。このまま対策が講じられずにいれば、主力の水道用铸铁管の国内需要は大きな回復が望めず、事業環境は引き続き厳しさが予想されます。

このような厳しい環境のなか、当社は、長期的に持続・発展できる企業となるため、安定した収益基盤を構築するとともに環境変化に俊敏かつ柔軟に対応できる企業体質の強化を推し進めてまいります。

こうした活動により、継続的に株主様等のステークホルダーの皆様への期待に応えてまいります。

## (3) 対処すべき課題

### ① 铸铁管等コア事業の収益力強化

2019年度はV字回復による黒字化を達成しましたが、上記基本方針に沿って、以下の3点を課題として取り組んでまいります。

- (1) コスト競争力の一層の向上
- (2) 販売力の強化に向けた新商品・新分野を含めた拡販と需要喚起
- (3) 人材育成・管理レベルアップと意思決定の迅速化

これらの課題に対する主な取り組みは以下の通りです。

#### 1) 一層の合理化の追求

2018年度に大規模合理化を実施し、単年度で中期3か年計画を大きく上回る成果を出しました。2019年度は通年でその効果を受容し、V字回復を実現しましたが、引き続き、歩留向上、エネルギーコスト改善、操業の効率化等を推進してまいります。

#### 2) システム改善によるコスト管理の徹底

年度内に予定するシステム改善により、さらなるコスト分析精度アップを図り、よりきめ細かいコスト管理を徹底してまいります。



- 3) 効率的な新規及び老朽更新の設備投資  
策定済の老朽更新計画を着実に進めると同時に新規案件の優先順を明確にし、適時適切な設備投資を計画的に行ってまいります。
- 4) 品質の向上と更なる新商品の開発  
お客様の満足度を高めるべく継続的に品質向上を進めていくことに加え、「オセール」に続く新商品開発にも力を注いでまいります。
- 5) A I を活用した管路劣化診断技術の普及  
一昨年 F R A C T A 社とのパートナーシップ契約を締結し、同社の A I を活用した管路劣化診断技術の日本での実用化への取組みを進めてまいりましたが、昨年度の川崎市等複数の事業体での実証実験にて、有効性が高く評価されました。各事業体へ認知を広め、普及活動を推進し、販売につなげてまいります。また、水道インフラの危機的状況の認識を社会で共有するための広報活動にも注力してまいります。
- 6) 「オセール」の拡販  
鉄道、交差点、河川横断等、開削工事が困難な箇所は非開削工法で管路を布設する必要があります。その際、耐震性能を維持するための治具が必要となりますが、当社は画期的に工数の削減が可能な「オセール」を開発し、昨年 6 月より販売開始しております。実際の利用者の皆様から高い評価を頂いており、当社の戦略製品としてさらに認知度を高め拡販してまいります。
- 7) 工事部門の強化  
昨年度グループ会社で設立した工事部門を強化し、コア事業とのシナジー効果の創出を図ってまいります。
- 8) 将来を担う若手社員の確保とその育成  
30歳代以下の社員が少ないことから、新卒は言うまでもなく、若手社員の中途採用を積極的に実施するとともに、若手・中堅社員への教育を充実させてまいります。
- 9) 取締役体制のスリム化  
新体制では、取締役を 2 名減とし、5 名（うち独立社外取締役 1 名、社外取締役 1 名）とする予定です。これは、当社の企業規模を鑑み取締役会をスリム化することにより、その議論を密度の高いものにすると同時に意思決定を迅速化するものです。また、社外役員比率の向上によりガバナンスを強化することは社会的なニーズにも合致しております。取締役会をスリム化する一方で、執行強化のため理事職を新たに設け、既に 3 名を登用しております。将来の取締役候補として、育成して参る予定です。

以上の課題にスピード感をもって取り組み、お客様はじめさまざまなステークホルダーの皆様の期待に沿うよう、引き続き収益改善に向けて打てる手は全て打ち、収益力の強化を図ってまいります。

## ② 経営環境の変化に耐え得る財務体力の強化

2019年度は連結での実質借入金が増え、ゼロになりました。引き続き必要なあらゆる損益改善施策を迅速に実行し、着実な業績回復、更なる財務体質強化を図ってまいります。

今後とも株主の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

当期中の設備投資は総額3億43百万円で、その主なものは1号誘導炉変圧器更新工事であります。

(5) 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、自己資金により調達致しました。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 (第113期)	2017年度 (第114期)	2018年度 (第115期)	2019年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	13,775	12,983	12,877	13,576
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	599	109	△1,020	567
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	362	△35	△4,733	502
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	11.00	△10.66	△1,438.59	152.80
総 資 産 (百万円)	19,550	19,601	15,309	16,319
純 資 産 (百万円)	11,946	11,977	7,245	7,576

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を除き百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2018年度の期首から適用しており、経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。
3. 2018年10月1日付けで普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- (イ) 鋳鉄管、樹脂管、鉄蓋、ガス水道設備、機械器具、その他鋳造鋳物の製造並びに販売
- (ロ) 上記に関連する工事請負及びその他各種建設工事の設計、施工並びに請負
- (ハ) 倉庫業及び道路貨物運送業
- (ニ) 産業廃棄物処理業及び古鉄類（金属、樹脂等）販売業
- (ホ) 上記に付帯又は関連する一切の事業

## (8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

当 社	本 店	埼玉県久喜市
	本 社	東京都中央区
	支 社	北海道支社（札幌市） 東北支社（仙台市） 中部支社（名古屋市） 九州支社（福岡市）
	工 場	久喜工場（埼玉県久喜市） 鉄蓋精整工場（埼玉県久喜市） ポリエチレン管工場（埼玉県久喜市） 高崎工場（群馬県佐波郡玉村町）

子会社 日鑄商事株式会社（埼玉県戸田市）  
株式会社鶴見工材センター（神奈川県横浜市）  
日鑄サービス株式会社（神奈川県横浜市）

## (9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人数

使用人数	前連結会計年度末比増減
325名	4名増

(注) 使用人数は、当企業集団から他社への出向者を除き、他社から当企業集団への出向者を含む就業員数であります。

## ② 当社の使用人数

使用人数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
263名（5名増）	46.0歳	19.8年

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,100百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,050
株 式 会 社 り そ な 銀 行	450

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 鋳 商 事 株 式 会 社	28百万円	100.0%	水道・ガス用の資材の販売
株 式 会 社 鶴 見 工 材 セ ン タ ー	50	60.0	倉庫・運送業
日 鋳 サ ー ビ ス 株 式 会 社	40	100.0	古鉄販売業、産業廃棄物処理業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

事業年度末日における特定完全子会社はありません。

④ 重要なその他の関係会社の状況

JFEスチール株式会社は、当社の議決権を29.2%（960千株）所有しており、当社は同社の重要な関連会社の1社であります。またジェイ エフ イー ホールディングス株式会社は、JFEスチール株式会社の完全親会社であります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,293,074株
- (3) 株主数 3,710名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	960千株	29.18%
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	333	10.13
渡 邊 倉 庫 株 式 会 社	60	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	41	1.25
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	27	0.85
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	27	0.83
日 本 鋳 鉄 管 従 業 員 持 株 会	25	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	24	0.74
村 瀬 充	20	0.61

(注) 持株比率は自己株式(3,099株)を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	日 下 修 一	(社長特命事項) (管理本部長 ダクタイル営業本部担当) (社長特命事項) (ガス営業本部長 株式会社鶴見工材センター代表取締役社長 日鑄サービス株式会社代表取締役社長) (東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社 監査役) (J F E スチール株式会社 製鋼技術部長)
取 締 役	今 橋 和 彦	
取 締 役	井 澤 信 之	
取 締 役	北 原 雄 二	
取 締 役	大 木 勝 裕	
取 締 役	鳴 島 正	
取 締 役	上 原 博 英	(J F E スチール株式会社 製鋼技術部長)
監査役(常勤)	高 舘 健 二	(ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 監査役事務局部長)
監 査 役	江 口 忠 夫	
監 査 役	松 井 毅 浩	

- (注) 1. 取締役 鳴島 正及び上原博英の両氏は社外取締役であり、鳴島 正氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 高舘健二氏は日本鋼管株式会社において経理業務に従事していた経験があり、また J F E スチール株式会社において多くの関連会社の監査役を務めていた経験があることから、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 江口忠夫及び松井毅浩の両氏は社外監査役であり、江口忠夫氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 取締役 清野邦夫及び大木健二の両氏は2019年6月19日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって辞任致しました。
5. 取締役 今橋和彦氏は2020年4月30日をもって辞任致しました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。

#### (3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役	7名	82百万円
(うち社外取締役)	(1名)	(2百万円)
監 査 役	3名	19百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(4百万円)
合 計	10名	101百万円

- (注) 1. 上記には当該事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を含みます。
- 取締役 5名 8百万円  
 (うち社外取締役 1名 1百万円)  
 監査役 1名 1百万円  
 (うち社外監査役 1名 1百万円)
2. 2019年6月19日開催の第115回定時株主総会の決議に基づき、以下の役員退職慰労金を支給しております。
- 1名 12百万円

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役鳴島 正氏は東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社の監査役を、監査役松井毅浩氏はジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の監査役事務局部長をそれぞれ兼務しております。

J F E スチール株式会社は当社の議決権を29.2%所有しており、当社は同社の重要な関連会社であります。またジェイ エフ イー ホールディングス株式会社は、J F E スチール株式会社の完全親会社であります。

##### ② 当期における主な活動状況

社外取締役 鳴島 正氏

当期に開催された取締役会12回全てに出席し、経営全般に亘り議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 上原博英氏

2019年6月19日就任以降に開催された取締役会9回全てに出席し、経営全般に亘り議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 江口忠夫氏

当期に開催された取締役会12回全てに出席し、主に内部統制システムの見地から適宜質問し意見を述べております。

また当期に開催された監査役会13回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の審議等を行っております。

社外監査役 松井毅浩氏

当期に開催された取締役会12回中11回出席し、主に内部統制システムの見地から適宜質問し意見を述べております。

また当期に開催された監査役会13回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の審議等を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

###### ① 会計監査人としての報酬等の額

26百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

###### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26百万円

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的といたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### 内部統制システム整備の基本方針

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての役員及び使用人は、グループ企業倫理規程の「法令の遵守はもちろんのこと広く企業倫理一般について高い意識を持ち社会から信頼される存在であり続けるよう努める。」とする行動目標に基づき、かつ、同規程の「法令の遵守及び公正な取引の遵守等」を骨格とした行動規準に従い、会社の経営及び業務を遂行する。
- (2) 定時株主総会終了直後、遵法経営を確認する意味において、「法令・定款及び総会決議を遵守し、善管注意義務及び忠実義務を誠実に履行する。」等を認めた確約書を、取締役は取締役会に、監査役は監査役会に提出する。また、年度末においては、取締役及び監査役は、確約書の履行状況を自ら確認する。
- (3) 社外役員として取締役2名及び監査役2名がおり、取締役会においてはライン業務等から離れた客観的な立場から意見の表明を行う。
- (4) 総務部は、法務の相談窓口として日常的な法務の相談受付及びその処理を行うとともに、必要に応じて法務マニュアルの作成・配付や取締役及び使用人の社内教育等を行う。
- (5) 内部監査部署として社長直属の監査室を置く。同室は、取締役及び使用人の職務の執行を監査し、その結果を社長及び監査役等に報告する。
- (6) 社長直属のCSR推進室を置き、全社のコンプライアンス、安全・防災、環境、品質に関する執行状況を取締役及び監査役に報告する。
- (7) 報告相談窓口（グループ企業倫理ホットライン）を設置しており、法令、定款若しくは社内諸規程違反行為又は企業倫理上問題のある行為を早期に発見し、その解決に取り組むとともに、監査役に対して内容を報告する。これによるグループ企業倫理ホットラインへの通報・相談者および監査役への報告者に対して不当な取り扱いを受けないことを確保する。
- (8) 上場企業に要請されている財務報告の信頼性と情報開示の適正性・迅速性を確保するための体制整備と運用を図る。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る以下の文書及びその関連資料は、文書管理規程に基づき保存、管理する。
  - ① 株主総会議事録
  - ② 取締役会議事録
  - ③ 経営会議議事録
  - ④ 決裁書
  - ⑤ その他取締役の職務執行に係る重要な文書
- (2) 前号の文書は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合において、速やかに閲覧が可能となる場所に保管する。



### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業を取巻くリスクには大小諸々あるが、その管理は、グループ会社管理規程及び各部門が該当する業務管理規程等に基づき、当該部門担当取締役の指導の下に行う。また、当該部門担当取締役は、発生の予見されるリスク及び発生したリスクの対応について取締役会に報告する。
- (2) グループ横断的なリスク管理を行うため、CSR会議規程に基づき、社長を議長としたCSR会議を設置しており、問題点の把握・共有化とリスクの重要性、緊急性に応じた管理・対応を行う。
- (3) 監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長及び監査役等に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 企業価値向上のための成長戦略として、中期計画を策定・推進する。同計画を達成するための課題をテーマごとにとりまとめ、それぞれのテーマごとに、取締役は鋭意課題の解決に取組み、その活動状況を必要に応じて取締役会に報告する。
- (2) 取締役会は、年度事業計画として年度予算を決定する。各部門担当取締役は、年度予算に基づき所管部門の年度目標を策定し、その達成状況を毎月の取締役会で報告する。
- (3) 社長、取締役及び監査役並びにグループ会社社長等が出席する経営会議を毎月一回開催し、会社及びグループ子会社の重要方針及び経営執行に関する基本方針の審議に加え、経営課題の定量化、顕在化及び共有化を促進するとともに、社長方針の伝達・指示等を行う。
- (4) 社長及び取締役の決裁事項及びその決裁手続等については、「決裁及び報告に関する規程」に基づき行う。
- (5) 通常の業務遂行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき、社長、取締役及び使用人の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図る。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の連結対象子会社は3社（以下「子会社」という。）あるが、いずれも会社法上の大会社には該当しない小規模な会社であることから、子会社の自主性は尊重しつつ、基本的には当社の管理、監督の下に経営を行わせる。
- (2) グループ企業倫理規程に基づき、子会社の役員及び使用人の行動目標と行動規準等を定め、グループ会社の適法経営を当社と一体として推進する。  
また、当社のリスク管理の一環として、子会社のリスク管理を、子会社と一致協力して取組む。
- (3) 当社グループの個別の事業活動については、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、子会社の権限と責任を明確にした上で、子会社が各事業の業界特性等を踏まえた自主的な経営を行う。
- (4) 当社の取締役又は使用人を子会社の取締役に派遣し、子会社の経営状況を的確に把握するとともに、子会社取締役の業務執行を監督する。なお、子会社ごとに担当取締役を定め、当該取締役は必要の都度担当子会社の経営状況等について取締役会に報告する。  
また、当社の常勤監査役又は使用人を子会社の監査役として派遣するとともに、子会社監査役として業務監査を行う。
- (5) グループ会社管理規程に基づき、子会社の管理担当部署を定めるとともに、当社は、一定の重要事項について事前承認を行い、事業報告の定期的な報告や経営上影響の大きな重要事項が発生し又は発生するおそれのある場合の報告を受ける。
- (6) 総務部は、子会社の日常的な法務の相談受付及びその指導等を行うとともに、必要に応じて法務マニュアルの作成・配付や子会社取締役及び使用人の教育等を行う。また、経理部は、子会社の経理業務に関し必要な指導、支援を行う。

(7) グループ企業倫理ホットラインを設置しており、子会社における法令、定款若しくは社内諸規程違反行為又は企業倫理上問題のある行為の早期発見、解決に取り組むとともに、監査役に対して内容を報告する。これによるグループ企業倫理ホットラインへの通報・相談者および監査役への報告者に対して不当な取り扱いを受けないことを確保する。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を、監査役の意見を尊重したうえで設置する。

**7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号の使用人の異動、評価及び懲戒は、監査役の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性の確保に留意する。

**8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

(1) 取締役及び使用人は、監査役会が取締役会と協議して定めた次の事項が発生し又は発生するおそれがある場合には、監査役に報告する。

なお、子会社に同様の事項が発生し又は発生のおそれがある場合には、当該子会社の取締役が監査役に報告する。

① 重大な損失が見込まれる与信事故

② 重大な損失が見込まれる受注工事等

③ 重大な損失が見込まれる投融資

④ 労働災害その他の事故

⑤ 重大なクレーム、重大な法令違反を含む不祥事の発生と以後の進展状況、設備投資実績の大幅乖離、通常取引基準と著しく異なる取引、税務調査での重要な指摘事項、訴訟、等

(2) C S R推進室、監査室、総務部、経理部は、内部統制の整備状況及び実効性に影響を与える重要な事象等について適時、監査役に報告する。

**9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

(1) 社長及び監査役は、定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や会社を取巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換する。

(2) 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人及び監査室と定期的な意見の交換を行う。

(3) 監査役がその職務を行う上で必要と判断した場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家を会社の費用負担にて活用できるものとする。

なお取締役会は、前第1号ないし第9号及びそれらに基づき整備された内部統制システムについて、継続的な見直し、改善に努める。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム整備全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングしております。

### (2) コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はグループ企業倫理ホットライン運用規程により相談・通報制度を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

C S R会議において、各本部・センターおよびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めております。

### (4) 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,770,025</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,013,944</b>
現 金 及 び 預 金	3,442,403	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,085,708
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,183,006	短 期 借 入 金	1,050,000
商 品 及 び 製 品	2,106,602	未 払 法 人 税 等	69,385
仕 掛 品	548,319	未 払 消 費 税 等	110,399
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	435,155	未 払 金	365,953
そ の 他	103,980	未 払 費 用	51,060
貸 倒 引 当 金	△ 49,442	賞 与 引 当 金	136,367
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,549,810</b>	設 備 関 係 支 払 手 形	52,814
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,211,795</b>	そ の 他	92,255
建 物 及 び 構 築 物	415,487	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,729,119</b>
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	427,756	長 期 借 入 金	2,000,000
工 具、器 具 及 び 備 品	65,728	繰 延 税 金 負 債	441,545
土 地	3,244,536	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	32,458
リ ー ス 資 産	57,475	退 職 給 付 に 係 る 負 債	775,778
建 設 仮 勘 定	811	負 の の れ ん	37,549
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>48,754</b>	そ の 他	441,787
ソ フ ト ウ ェ ア	47,472	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,743,063</b>
そ の 他	1,281	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>289,261</b>	株 主 資 本	7,515,426
投 資 有 価 証 券	82,072	資 本 本 金	1,855,955
破 産 更 生 債 権 等	8,844	資 本 剰 余 金	264,817
退 職 給 付 に 係 る 資 産	68,384	利 益 剰 余 金	5,400,500
繰 延 税 金 資 産	59,384	自 己 株 式	△ 5,847
そ の 他	80,018	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 213,564
貸 倒 引 当 金	△ 9,444	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,302
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,319,836</b>	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 205,262
		非 支 配 株 主 持 分	274,910
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,576,772</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>16,319,836</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,576,599
売上原価		11,003,891
売上総利益		2,572,708
販売費及び一般管理費		2,044,123
営業利益		528,584
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	2,419	
貸倒引当金戻入	7,260	
受取賃貸料	14,057	
作業くず売却益	7,795	
その他	28,234	59,773
営業外費用		
支払利息	15,010	
支払手数料	100	
設備賃貸費	3,894	
その他	1,947	20,952
経常利益		567,405
特別利益		
固定資産売却益	161	161
特別損失		
固定資産除却損	119	
事務所移転費	8,266	8,385
税金等調整前当期純利益		559,181
法人税、住民税及び事業税	99,035	
法人税等調整額	△ 59,987	39,048
当期純利益		520,133
非支配株主に帰属する当期純利益		17,433
親会社株主に帰属する当期純利益		502,700

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2019年4月1日 )  
( 至 2020年3月31日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,855,955	264,817	4,897,800	△ 5,847	7,012,726
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			502,700		502,700
株主資本以外の項目の連結 会計年度の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	502,700	－	502,700
当 期 末 残 高	1,855,955	264,817	5,400,500	△ 5,847	7,515,426

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	6,886	△ 35,302	△ 28,415	261,477	7,245,788
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					502,700
株主資本以外の項目の連結 会計年度の変動額 (純額)	△ 15,189	△ 169,959	△ 185,149	13,433	△ 171,716
連結会計年度中の変動額合計	△ 15,189	△ 169,959	△ 185,149	13,433	330,984
当 期 末 残 高	△ 8,302	△ 205,262	△ 213,564	274,910	7,576,772

# 連 結 注 記 表

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

### 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	日鑄商事株式会社 株式会社鶴見工材センター 日鑄サービス株式会社

### 持分法の範囲に関する事項

1. 持分法を適用した非連結子会社の数 該当事項はありません。
2. 持分法を適用した関連会社の数 該当事項はありません。

### 会計方針に関する事項

#### 資産の評価基準及び評価方法

##### 1. 有価証券

その他有価証券

時 価 の あ る も の……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時 価 の な い も の……移動平均法による原価法

##### 2. たな卸資産の評価……主として、移動平均法による原価法

基準及び評価方法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

#### 固定資産の減価償却の方法

##### 1. 有 形 固 定 資 産……主に定額法

(リース資産を除く) ただし、連結子会社については一部を除いて定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

##### 2. 無 形 固 定 資 産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### 3. リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金……売掛債権等の取立不能に備えて、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
3. 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理の方法
  - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
2. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
3. 負ののれんの償却に関する事項  
平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間で均等償却しております。

## 【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務  
短期借入金450,000千円及び長期借入金650,000千円の担保として、根抵当権限度額（10,000千円）に供しているものは、次のとおりであります。

土地	934,962千円（帳簿価額）
建物	80,529千円（ 〃 ）
機械装置	269,979千円（ 〃 ）
計	1,285,471千円（ 〃 ）
2. 有形固定資産の減価償却累計額  
22,817,996千円
3. 保証債務  
住宅財形融資制度に基づく従業員の銀行からの借入保証額  
2,551千円



## 【連結損益計算書に関する注記】

該当事項はありません。

## 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

## 1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 当年度の株式数
普通株式	3,293,074株	一株	一株	3,293,074株

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

① 配当金の総額 98,699千円

② 1株当たり配当額 30.00円

③ 基準日 2020年3月31日

④ 効力発生日 2020年6月17日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	3,442,403	3,442,403	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,183,006	5,183,006	—
(3) 投資有価証券	33,098	33,098	—
(4) 支払手形及び買掛金	(3,085,708)	(3,085,708)	—
(5) 短期借入金	(1,050,000)	(1,050,000)	—
(6) 長期借入金	(2,000,000)	(1,999,977)	△ 22

(\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2） 非上場株式（連結貸借対照表計上額48,974千円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 2,219円43銭

1株当たり当期純利益 152円80銭

（表示数値未満の端数の取り扱い、切捨てて表示しております。）

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>9,371,009</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,767,739</b>
現金及び預金	1,991,814	支払手形	142,730
受取手形	2,010,066	電子記録債	1,251,587
売掛金	2,238,467	買掛金	489,232
製品	2,026,515	短期借入金	1,050,000
仕掛品	548,319	未払法人税等	17,862
原材料及び貯蔵品	440,730	関係会社預り金	160,000
関係会社短期貸付金	100,000	賞与引当金	125,377
その他の	41,795	その他	530,949
貸倒引当金	△ 26,700	<b>固定負債</b>	<b>3,470,839</b>
<b>固定資産</b>	<b>4,231,083</b>	長期借入金	2,000,000
<b>有形固定資産</b>	<b>3,910,434</b>	繰延税金負債	441,545
建物	141,695	退職給付引当金	547,398
構築物	35,705	役員退職慰労引当金	29,880
機械及び装置	411,882	負ののれ	37,549
車両運搬具	2,524	その他	414,466
工具、器具及び備品	57,227	<b>負債合計</b>	<b>7,238,579</b>
土地	3,244,536	<b>純資産の部</b>	
リース資産	16,864	<b>株主資本</b>	<b>6,371,817</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>43,362</b>	資本金	1,855,955
ソフトウェア	43,346	資本剰余金	264,817
その他	15	資本準備金	264,817
<b>投資その他の資産</b>	<b>277,286</b>	利益剰余金	4,256,890
投資有価証券	82,072	利益準備金	463,988
関係会社株式	76,175	その他利益剰余金	3,792,901
その他	119,639	買換資産圧縮積立金	594,137
貸倒引当金	△ 600	別途積立金	5,362,000
<b>資産合計</b>	<b>13,602,093</b>	繰越利益剰余金	△ 2,163,236
		<b>自己株式</b>	<b>△ 5,847</b>
		評価・換算差額等	△ 8,302
		<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>△ 8,302</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>6,363,514</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,602,093</b>

# 損 益 計 算 書

( 自 2019年 4月 1日 )  
( 至 2020年 3月 31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,214,495
売 上 原 価		7,414,440
売 上 総 利 益		1,800,054
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,535,026
営 業 利 益		265,028
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	503	
受 取 配 当 金	61,539	
受 取 貸 貸 料	14,657	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,900	
作 業 上 の 益 他	7,735	
そ の 他	26,259	117,595
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,229	
そ の 他	1,746	16,975
経 常 利 益		365,648
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	149	149
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	72	
事 務 所 移 転 費 用	8,266	8,339
税 引 前 当 期 純 利 益		357,459
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,437	
法 人 税 等 調 整 額	△ 54,216	△ 47,778
当 期 純 利 益		405,238

# 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計		
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計	自己株式				株主資本 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金								
				買換資産 圧縮積立金	別途積立金							繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	1,855,955	264,817	463,988	595,738	5,362,000	△ 2,570,074	3,851,652	△ 5,847	5,966,579			
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額												
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 し				△ 1,600		1,600						
当 期 純 利 益						405,238	405,238		405,238			
株主資本以外の項目の当 事業年度の変動額(純額)												
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	△ 1,600	-	406,838	405,238	-	405,238			
当 期 末 残 高	1,855,955	264,817	463,988	594,137	5,362,000	△ 2,163,236	4,256,890	△ 5,847	6,371,817			

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	6,886	5,973,465
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額		
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 し		
当 期 純 利 益		405,238
株主資本以外の項目の当 事業年度の変動額(純額)	△ 15,189	△ 15,189
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△ 15,189	390,048
当 期 末 残 高	△ 8,302	6,363,514

## 個 別 注 記 表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①子会社株式 ……移動平均法による原価法
  - ②その他有価証券  
時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
  - 時価のないもの ……移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 ……移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

#### 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産 ……定額法を採用しております。  
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 2年～45年  
機械装置及び運搬具 2年～10年
2. 無形固定資産 ……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金 ……売掛債権等の取立不能に備えて、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金 ……従業員の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。
3. 退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。  
なお当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
4. 役員退職慰労引当金 ……役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3) 負ののれんの償却に関する事項

2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間で均等償却しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

短期借入金450,000千円及び長期借入金650,000千円の担保として、根抵当権限度額（10,000千円）に供しているものは、次のとおりであります。

土地	934,962千円（帳簿価額）
建物	80,529千円（ 〃 ）
機械装置	269,979千円（ 〃 ）
計	1,285,471千円（ 〃 ）

2. 有形固定資産の減価償却累計額

22,214,747千円

3. 保証債務

住宅財形融資制度に基づく従業員の銀行からの借入保証額

2,551千円

4. 関係会社に対する主な資産及び負債で区分掲記した以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

短期金銭債権	1,610,483千円
短期金銭債務	40,970千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,833,084千円

仕入高 125,755千円

営業取引以外の取引による取引高

274,771千円

2. 固定資産除却損の主な内訳

機械装置 72千円

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

3,099株

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失の否認、繰越欠損金、評価性引当額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、買換資産圧縮積立金であります。

**【関連当事者との取引に関する注記】**

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日鑄商事㈱	所有 直接 100.0%	製品売上・購入 役員の兼任	製品売上 資金貸付	2,833,025 200,000	売掛金 短期貸付金	1,598,067 100,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1株当たり純資産額 1,934円21銭  
1株当たり当期純利益 123円17銭

(表示数値未満の端数の取り扱いは、切捨てて表示しております。)



# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和2年5月25日

日本鑄鉄管株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲吉 崇 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本鑄鉄管株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄鉄管株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和2年5月25日

日本鑄鉄管株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲吉 崇 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本鑄鉄管株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、全員一致の意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及びその他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める他、重要な決裁書類等を閲覧、本社及び主要支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会等の重要会議に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の収集を図り、事業の報告及び財産の状況を調査するとともに、必要に応じて説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け意見交換を行いました。さらに、適宜に意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び個別注記表及び連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び、結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び、結果は相当であると認めます。

令和2年5月25日

日本鑄鉄管株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 高 舘 健 二 ㊟

社 外 監 査 役 江 口 忠 夫 ㊟

社 外 監 査 役 松 井 毅 浩 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の厳しい経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭とします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円 総額 98,699,250円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2020年6月17日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

2020年4月30日をもって、取締役今橋和彦氏は辞任、本総会終結の時をもって、取締役日下修一、北原雄二、大木勝裕、鳴島 正の4氏は任期満了となります。

つきましては、改めて取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	(生 氏 年 月 名 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	くさ か しゅう いち 日 下 修 一 (1958年3月23日生)	1981年4月 日本鋼管(株)入社(現JFEスチール(株)) 2008年4月 JFEスチール(株)知多製造所製造部長 2010年10月 同社知多製造所企画部長 2013年4月 同社常務執行役員 2016年4月 同社専務執行役員 2018年4月 当社常勤顧問 2018年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	1,800株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>日下修一氏はJFEスチール(株)勤務時においては、長年パイプ分野に携わり、また同社常務執行役員、専務執行役員として製鉄所長を歴任するなど企業経営にも携わっております。これらの豊富なキャリアと専門知識を十分に発揮することで、当社においても、2019年度の業績V字回復を達成しました。引き続き、当社グループの企業価値向上に大きく寄与するものと判断し、取締役候補者としております。</p>			
2	おお き かつ ひろ 大 木 勝 裕 (1960年4月12日生)	1983年4月 東京瓦斯(株)入社 2006年4月 同社都市リビ事業部内管企画 グループマネージャー 2008年4月 同社導管部内管保安グループマネージャー 2013年4月 同社設備保安部長 2016年6月 鷺宮ガス(株)取締役 2018年4月 当社常勤顧問 当社ガス営業本部長 現在に至る (株)鶴見工材センター代表取締役社長 現在に至る 日鑄サービス(株)代表取締役社長 現在に至る 2018年6月 当社取締役 現在に至る	400株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>大木勝裕氏は、東京瓦斯(株)勤務の際に培ったガス事業に関する豊富な業務経験知識に加え、鷺宮ガス(株)での取締役としての企業経営経験を活かし、当社においても、ガス営業部門での成果を上げており、引き続き、豊富なキャリアと専門知識が当社グループの企業価値向上に大きく寄与するものと判断し、取締役候補者としております。</p>			



候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 3	<p style="text-align: center;">おく むら いち ろう 奥 村 一 郎 (1956年2月11日生)</p>	<p>1980年4月 川崎製鉄(株)入社 (現JFEスチール(株))</p> <p>1999年7月 同社建設事業部海外建設部主任部員兼 同土木部主任部員</p> <p>2001年4月 川鉄シビル(株) (現JFEシビル(株)) 出向、 経営企画部企画・審査室副部長</p> <p>2003年4月 同社海外事業部海外建設部長</p> <p>2004年7月 同社海外事業部海外建設部長 兼 橋梁・土木事業部橋梁・土木工事部長</p> <p>2005年7月 同社海外事業部長</p> <p>2008年3月 JFEシビル(株)移籍</p> <p>2008年4月 同社海外協力室長</p> <p>2008年6月 同社取締役</p> <p>2014年4月 同社常務取締役</p> <p>2017年4月 同社常務執行役員</p> <p>2018年4月 同社顧問</p> <p>2018年6月 リンコーコーポレーション(株)監査役 現在に至る</p>	0株
<p>■社外取締役候補者とした理由 奥村一郎氏は、JFEスチール(株)勤務時においては、長年土木関係の職務を経験し、JFEシビル(株)においては、役員を歴任し、土木・建設に関する専門知識と豊富な知見をお持ちです。これまでの豊富なキャリアと専門知識により、当社グループの企業価値向上に、特に今後強化していく工事分野において、大きく寄与するものと判断し、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 奥村一郎氏は、社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で賠償責任限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い方を限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 奥村一郎氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役江口忠夫氏は任期満了となります。  
つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

(生 氏 年 月 名 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
<p style="text-align: center;">※ う だ せい 宇 田 斉 (1959年7月7日生)</p>	<p>1982年4月 2004年4月  2005年4月 2009年4月 2011年4月 2017年4月 2019年3月  2019年4月</p>	<p>日本鋼管(株) 入社 J F Eエンジニアリング(株) 大阪支社和歌山営業所長 同社大阪支社鋼構造営業部長 同社鋼構造本部橋梁事業部橋梁営業部長 同社鋼構造本部橋梁事業部営業部長 日本エンジニアリング(株) 代表取締役社長 福山ガス(株) 社外取締役 現在に至る 日本エンジニアリング(株) 顧問 現在に至る</p>	0株
<p>■社外監査役候補者とした理由 宇田斉氏は、J F Eエンジニアリング(株)を経て、日本エンジニアリング(株)の代表取締役社長を務め、企業活動に関する豊富な経験を有しており、当社監査役としての見識、資質を十分に備えているものと考えております。同氏は社外監査役として公正かつ客観的な立場から適切な意見を期待できるため、当社の経営を監督しコーポレート・ガバナンスを強化する観点から、社外監査役として選任するものであります。</p>			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。  
2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
3. 宇田斉氏は、社外監査役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で賠償責任限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任者限度額のいずれか高い方を限度額とする責任限定契約を締結する予定です。  
4. 宇田斉氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

(生 氏 年 月 名 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
ふじ ひら たつ や 藤 平 達 也 (1966年3月28日生)	1989年4月 川崎製鉄㈱入社 2009年4月 JFEスチール㈱資材部主任部員(課長) 2011年4月 同社監査部主任部員(課長) 2016年4月 同社監査役事務局主任部員(副部長) 現在に至る 2019年4月 JFEチュービック㈱監査役(非常勤) 現在に至る JFE東日本ジーエス㈱監査役(非常勤) 現在に至る JFEマテリアル㈱監査役(非常勤) 現在に至る 2020年4月 JFEプラリソース㈱監査役(非常勤) 現在に至る	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠監査役候補者は、補欠の社外監査役として選任するものであります。  
 3. 藤平達也氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な観点から当社を監査していただくためであります。  
 4. 藤平達也氏の選任が承認され、かつ社外監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

#### 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役北原雄二氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にそれぞれにご一任をお願いいたしたいと存じます。

なお、略歴は次のとおりであります。

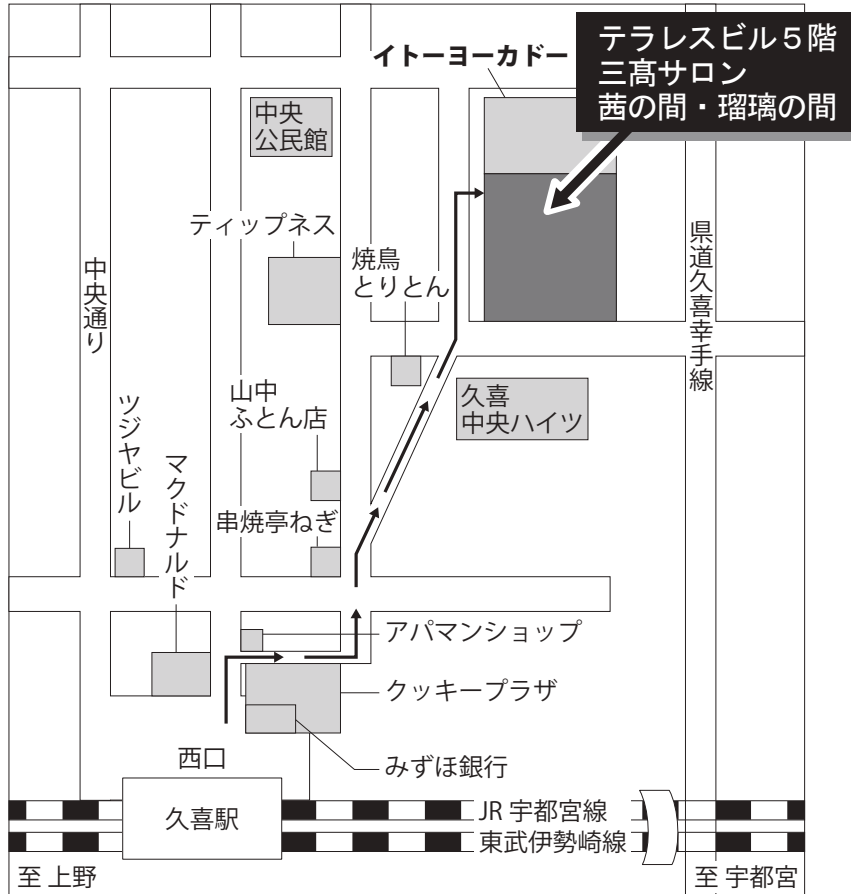
氏 名	略 歴
北 原 雄 二	2013年11月 当社常勤監査役 2018年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県久喜市久喜中央四丁目 9 番83号  
テラレスビル5階 三高サロン 茜の間・瑠璃の間  
電話 0480-23-5522

下 車 駅 JR宇都宮線、東武伊勢崎線 久喜駅西口下車 徒歩10分



◎ 専用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。